

●文中の「SC」はサービスセンターの略

◆3月20日(水)「春分の日」は、「資源物」を平常どおり収集します

収集日にあたっていている地区のことはお忘れなく。

●問い合わせ 環境都市推進課

☎(888)5709

物価高騰支援策の給付金(こじん)

詳しくは、秋田市給付金コールセンターへお問い合わせください。

☎(803)9802

(平日午前8時30分～午後5時15分)

A 住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)を給付します

物価高騰支援策として、住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万円を給付します。

【支給要件】

令和5年12月1日現在(基準日)において秋田市に住所があり、令和5年度の住民税均等割のみが課税されている世帯(住民税が課税されているかたの扶養親族等のみからなる世帯を除く)

*令和5年1月2日以降に秋田市に転入したかたがいる世帯で、要件に該当する場合は、コールセンターへお問い合わせください。

【申請方法】

対象と思われる世帯(世帯主)に申請書をお送りしています。支給要

件に該当する場合は、申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、同封の返信用封筒に入れてお送りください

【支給予定日】

申請書の受領から3週間程度で振り込みます(初回は3月26日(火))

B 住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯へ給付金(こじんも加算分)を給付します

令和5年度における住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰支援策の給付金の加算として、当該世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を給付します。

【対象児童の要件】

令和5年12月1日現在(基準日)において秋田市に住所があり、住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯に属する平成17年4月2日以降に出生した児童(基準日以降、出生した児童含む)

【申請方法】

①住民税非課税世帯…支給のお知らせをお送りしています。対象児童の要件に該当する場合は手続不要ですが、該当しない場合はコールセンターへご連絡ください
②住民税均等割のみ課税世帯…対象と思われる世帯(世帯主)に申請書をお送りしています。対象児童の要件に該当する場合は、申

請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、同封の返信用封筒に入れてお送りください

【支給予定日】

申請書の受領から3週間程度で振り込みます(初回は3月26日(火))

C 住民税非課税世帯への給付金(7万円)の申請期限を、令和6年5月31日(金)まで延期します

次の場合はお問い合わせを。

▶配偶者などからの暴力で住民票を移すことができない場合

▶基準日(令和5年12月1日)に、日本国内に居住していたが、いずれの市区町村にも住民登録がなく、基準日の翌日以降、秋田市で新たに住民登録をした場合

*各給付金は差押禁止等の対象であり、所得税等は課されません。

国民年金には学生納付特例制度があります

国民年金には、在学期間の保険料の納付を猶予し、卒業後に納付できる「学生納付特例制度」があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1004005

対象▶大学、短大、専修学校などの在学学生で、前年の所得が128万円以

下(本人に扶養家族がいる場合は、1人38万円加算)のかた、または失業などの理由があるかた

申請時の持ち物▶本人確認書類、マイナンバー確認書類または基礎年金番号確認書類、学生証または今年4月1日以降に取得した在学生証明書(原本)、会社などを退職して学生になったかたは、雇用保険被保険者離職票など

申請期間▶令和6年度の申請は4月1日(月)から。過年度の申請は、受理された月の2年1か月前から当該年度末まで申請できます。1枚の申請書で1年度分(4月から翌年3月)です

申請窓口▶市役所1階国保年金課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

●問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5633

生理用品を無償配布します

経済的に困りのかたへ、1人につき1パック生理用品を無償配布します。

配布窓口▶市役所1階福祉総務課、各市民SC(中央・南部別館を除く)、駅東SC

●問い合わせ

福祉総務課 ☎(888)5659

昨年7月・9月豪雨の住宅の応急修理制度の申し込みは、令和6年7月12日(金)まで受け付けます

* 工事が令和6年7月12日(金)までに完了するものに限りです。

対象▶住宅が準半壊以上の被害を受け、自らの資力では修理することが困難であるかた

対象工事▶居室・台所・トイレなどの日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急処置

限度額▶半壊以上：70万6千円以内、準半壊：34万3千円以内

申請窓口▶市役所4階都市総務課

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

● **問い合わせ**

都市総務課 ☎(888)5772

令和5年度国民健康保険税の豪雨災害減免申請がお済みでないかたはお早めに！

国民健康保険被保険者のかたで、昨年7月・9月の豪雨災害により自己が所有し居住する家屋が床上浸水50cm以上または中規模半壊以上の被害を受けた場合は、令和5年度分の国民健康保険税を減免する制度があります。対象のかたには申請書をお送りしていますので、お早めに申請してください。

申請窓口▶市役所1階国保年金課

* 郵送でも受け付けています。申請

方法など詳しくは、お問い合わせください。

● 問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5632

各種手当を

ご利用ください



各手当は認定基準に照らし合わせて支給を決定します。いずれも令和6年度の金額で、所得制限があります。

▶ 特別児童扶養手当

対象▶身体、知的または精神に中程度以上の障がいのある19歳以下のお子さんを扶養しているかた

▶ 支給額(月額)

1級(重度)：5万5千350円

2級(中度)：3万6千860円

▶ 障害児福祉手当

対象▶19歳以下で、身体障害者手帳のおおむね1級程度か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、常に介護が必要な在宅のお子さん

支給額(月額)▶1万5千690円

▶ 特別障害者手当

対象▶20歳以上で、身体または精神に著しく重度の障がいがあり、常に特別な介護が必要な在宅のかた

支給額(月額)▶2万8千840円

* 身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、同程度の障がいのあるかたは対象です。ただし、障がいのあるかたが施設入所

している場合は対象外です。

◆ 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当を受給しているかたへ

受給しているかたの住所が変わる場合は、手続きが必要ですので、必ず届け出てください。

◆ 特別障害者手当を受給しているかたへ

老人ホームなどの施設へ入所した場合や、病院、老人保健施設などへ継続して3か月を超える入院をした場合は、受給資格がなくなります。そのまま受給している、さかのぼって手当を返還していただきますので、必ず届け出てください。

● 問い合わせ

障がい福祉課 ☎(888)5663

FAX(888)5664

新型コロナウイルスワクチンの無料接種は3月31日(日)まで

新型コロナウイルスワクチン接種に関する詳しい情報は、ウェブサイトを(3月31日(日)まで)、コールセンター(3月29日(金)まで)でご確認ください。
<https://acity-va.com>

● 問い合わせ

秋田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

〒0120-7389 70

(平日午前9時～午後6時)

◆ 令和5年9月20日から開始した令和5年秋開始接種とまだ一度も接種を受けていないかた向けの初回接種は、ともに3月31日(日)で終了します

会場▶①集団接種▶西武秋田店3階(3月30日(土)が最終の接種日です) ②個別接種▶市内医療機関(最終の接種日は医療機関ごとに異なります)

◆ 紛失などで接種券の再発行を希望する場合は、コールセンターか専用ウェブサイトで申請できます

住所地外接種届(秋田市外のかたが秋田市で接種を受けるための手続き)の申請を3月25日(月)で終了します。ご希望の場合は市保健所12番窓口へお越しください

◆ 新型コロナウイルス接種証明書は、コンビニエンスストアとアプリでの発行を3月31日(日)で終了します。4月以降の発行については決まり次第お知らせします

◆ 令和6年度の接種は、65歳以上のかたと60～64歳の一部のかたを対象に、新型コロナウイルスの重症化予防を目的として秋冬に実施する予定です。費用は原則有料になります。詳しくは決まり次第お知らせします

7

広報あきた 2024年3月15日号